

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、帝塚山学院帝塚山同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の友誼をあつくり、帝塚山学院各同窓会との連帯を図り、母校帝塚山学院の発展に寄与することを目的とする。

(本部)

第 3 条 本会の本部は、帝塚山学院帝塚山校に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、次の各号の事業を行う。

- (1) 総会及び懇親会の開催
- (2) 会誌・会報の発行及びW e bサイトの運営
- (3) 同窓会員名簿の整備、管理
- (4) 同窓会グッズの企画及び制作
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(政治及び宗教活動の禁止)

第 5 条 本会は特定の政治活動、宗教活動を行わない。

第 2 章 会 員

(会員種別)

第 6 条 本会の会員は、正会員、準会員及び特別会員の3種類とする。

(正会員)

第 7 条 本会の正会員は、帝塚山学院の小学校、中学校(男子部も含む)、高等学校並びに旧制の家庭科、体育専攻科、高等科、高等女学校の1過程を卒業した者、但し準会員は除く。

2 前項の定めにかかわらず、帝塚山学院各学校の中途転退学者及び幼稚園の卒園者で、前項の正会員2名の推薦を受け幹事会の承認を得、終身会費を納入した者

(準会員)

第 8 条 本会の準会員は、帝塚山学院の小学校、中学校及び高等学校(以下各学校という)に在学中の者

(特別会員)

第 9 条 本会の特別会員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 帝塚山学院各学校の現旧教職員
- (2) 学院または本会に対する功労者で、幹事会で承認された者

2 前項の特別会員は、正会員を除く。

第 3 章 役 員

(名誉役員)

第 10 条 本会に次の各号の名誉役員を置く。

- (1) 名誉顧問 理事長、学院長、副学院長、各学校の校長及び幼稚園長を推す。
- (2) 相談役 前元同窓会長を推す。

2 前項 1 号の名誉顧問は、正会員を除く。

(役員)

第 11 条 本会は、次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 正会員の中から常任幹事会で次期会長を推薦し、幹事会の承認を受け、総会に報告する。
- (2) 副会長 若干名 正会員より会長が委嘱する。
- (3) 幹事長 1 名 常任幹事から常任幹事会で選出する。
- (4) 副幹事長 1 名 常任幹事から常任幹事会で選出する。
- (5) 会計 1 名 正会員より会長が委嘱する。
- (6) 常任幹事 30 名以内 正会員より会長及び副会長の推薦に基づき、会長が委嘱する。また、常任幹事には定年制を設け、満 80 歳を迎えた直後の任期満了日までとする。
- (7) 幹事 150 名以内 正会員より常任幹事会で推薦し、会長が委嘱する。
- (8) 会計監査 2 名 正会員より会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 12 条 役員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 幹事長は、庶務及び事業の運営並びに事務局を統括する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長事故あるときはこれを代行する。
- (5) 会計は、本会の財務を分掌する。
- (6) 常任幹事は、本会の庶務及び事業の運営を分掌する。
- (7) 幹事は、幹事会の決定に基づき事業を推進する。
- (8) 会計監査は、財務の監査を行い、常任幹事会及び幹事会にその結果を報告する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は、当年 4 月より翌々年 3 月までの 2 ヶ年とし、重任はこれを妨げない。

(役員の補充)

第 14 条 役員の欠員が生じたときは、速やかに定められた方法でこれを補充する。但し任期はいずれも前任者の残任期間とする。

第 4 章 常任幹事会

（常任幹事会の構成及び成立）

第 15 条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計及び常任幹事で構成する。

2 前項の常任幹事会は、委任状を含め構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3 第 1 項の常任幹事会の開催が困難な場合は書面決議とし、構成員の 3 分の 2 以上の書面表決書の提出（インターネット等も可）により成立する。

（常任幹事会の役割）

第 16 条 常任幹事会は、本会の執行機関とする。

2 幹事会への提出議案の策定

3 幹事会で決定された事業計画に基づき事業を執行する。

（常任幹事会の招集）

第 17 条 常任幹事会は、会長がこれを招集し、幹事長が議事を運営する。

（常任幹事会の決議）

第 18 条 常任幹事会の決議は、出席者または書面表決書提出者の過半数の同意により決する。

第 5 章 幹事会

（幹事会の構成及び成立）

第 19 条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、常任幹事及び幹事で構成する。

2 前項の幹事会は、委任状を含め構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

3 第 1 項の幹事会の開催が困難な場合は書面決議とし、構成員の 2 分の 1 以上の書面表決書の提出（インターネット等も可）により成立する。

（幹事会の役割）

第 20 条 幹事会は、本会の決議機関とし、次の各号の決議を行う。

（1）次期会長の承認

（2）予算及び決算の承認

（3）年度事業計画の承認

（4）会則の変更

（5）特別会員の承認

（6）第 7 条 2 項に基づく正会員の承認

（7）正会員の除名

（幹事会の招集）

第 21 条 幹事会は、原則として幹事長が招集し、議事を運営する。

(幹事会の決議)

第22条 幹事会の決議は、出席者または書面表決書提出者の過半数の同意により決する。

第6章 各種委員会

(総会委員会)

第23条 本会は、第4条1号に定める総会の企画立案及び運営を司る総会委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の総会委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(会誌委員会)

第24条 本会は、第4条2号に定める会誌・会報の発行を司る会誌委員会を設ける。

2 前項の会誌委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の会誌委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(名簿委員会)

第25条 本会は、第4条3号に定める同窓会員名簿の整備、管理を司る名簿委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の名簿委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(学校事業協力委員会)

第26条 本会は、帝塚山学院帝塚山校の各学校が主催する事業に協力するために、学校事業協力委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の学校事業協力委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(交流委員会)

第27条 本会は、正会員、準会員並びに現旧職員（以下同窓生等という。）の芸術・スポーツ等の文化的並びに社会的な活動に対する支援を通じて、同窓生等の交流を深めるために、交流委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の交流委員会の委員は、同窓生等から前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(DX推進委員会)

第28条 本会は、Webサイトをはじめとする本会運営のデジタル化を推進し、活用するために、DX推進委員会を設ける。

- 2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。
- 3 第1項のDX推進委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(同窓会グッズ委員会)

第29条 本会は、同窓会活動への理解を深めることを目的に、卒業記念品をはじめとする同窓会グッズを企画、制作するために、同窓会グッズ委員会を設ける。

- 2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。
- 3 第1項の同窓会グッズ委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

第7章 特別委員会及び実行委員会

(特別委員会)

第30条 本会は、第4条5号に定める事業の運営に必要と認めた場合は、常任幹事会の決議を得て特別委員会を設けることができる。

- 2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。
- 3 第1項の特別委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。
- 4 第1項の特別委員会が設置された目的を達成した場合には、常任幹事会の承認を得て、これを廃止する。

(実行委員会)

第31条 本会に、各種委員会の活動を支援する実行委員会を設置する。

- 2 前項の委員会には、委員の互選により委員長1名及び副委員長2名を置く。

(実行委員)

第32条 前条の実行委員会の委員は、正会員の中から各種委員会委員長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

- 2 前項の委員は、原則として学生（大学及び専門学校等）を主体とし、年齢は18歳から25歳までとする。

(実行委員会の活動)

第33条 実行委員会の活動は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常任幹事会が定める行事全般の支援
- (2) 同窓会総会開催時の支援
- (3) アートボックス等会員交流活動に対する支援
- (4) Webサイト運営の支援
- (5) その他同窓会活動全般に対する支援

(実行委員活動費用)

第34条 常任幹事会が必要と認める本委員会の活動費用については、同窓会予算に計上し、支出するものとする。

(常任幹事・幹事への委嘱)

第35条 会長は、実行委員会の委員長を常任幹事に、副委員長を幹事に委嘱する。

2 上記幹事の常任幹事会並びに幹事会への出席については、代理出席を認める。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 本会に事務局を置き、幹事長がこれを統括する。

(事務局の職務)

第37条 事務局の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名簿管理業務
- (2) 学院各同窓会への連絡業務
- (3) 本会の日常実務遂行業務
- (4) その他常任幹事会が必要と認めた業務

(事務局員等)

第38条 事務局の実務を円滑に遂行するため、事務局員を若干名置く。

- 2 前項の事務局員は、会長が推薦し常任幹事会の承認を得るものとする。
- 3 事務局員の報酬等は、別途定める規定によるものとする。

第9章 会計

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(連絡協議会への拠出金)

第40条 本会は、帝塚山学院同窓会連絡協議会の決定による拠出金を負担する。但し、臨時に拠出金の要請があった場合は、常任幹事会の承認を得た上でなければ拠出できないものとする。

(経常費)

第41条 本会の経常費は、会費、運営費及び寄付金をもって、これにあてる。

(特別会計)

第42条 本会の会計に特別会計を設ける。

(同窓会基金)

第43条 前条の特別会計に同窓会基金を設ける。

- 2 前項の基金の総額は、6,000万円とする。

(積立金)

第44条 第42条の特別会計に積立金を設ける。

- 2 前項の積立金の総額は、5,000万円とする。

(同窓会基金・積立金の運用及び総額の変更)

第45条 同窓会基金及び積立金の運用並びに総額の変更については、幹事会の承認を得なければならない。

(決算書の作成)

第46条 会計は、毎年4月に前年度の経常会計及び特別会計の決算書を作成し、会計監査の監査を受けた上、常任幹事会での審議を経て、幹事会の承認を得なければならない。

(予算書の作成)

第47条 会計は、経常会計及び特別会計の新年度予算を作成し、常任幹事会での審議を経て、3月末までに幹事会の承認を得なければならない。

(財産の名義)

第48条 本会の財産は、すべて会長名義とする。

第10章 会費及び運営費

(会費)

第49条 本会の会費は、3万円とし最初の入学時に納入する。

(会費返却)

第50条 前条の会費納入後に最初の課程を卒業せず中途転退学した者には、会費を返却する。

(運営費)

第51条 本会の運営費用として、満18歳以上の正会員に対し、年2,000円の運営費を徴収する。

(臨時会費)

第52条 常任幹事会が必要と認めた場合は、臨時会費を徴収することができる。

(会費免除)

第53条 本会の特別会員は、会費を免除する。

第11章 雑 則

(会長の選任時期)

第54条 第11条1号に定める会長の選任時期は、前年度3月末迄とする。

(連絡協議会幹事の選出)

第55条 帝塚山学院各同窓会の持ち回りによる帝塚山学院同窓会連絡協議会の幹事を本会が担当する場合は、常任幹事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(連絡協議会会計監査の選出)

第56条 帝塚山学院同窓会連絡協議会の会計監査は、常任幹事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(会則の変更)

第57条 本会の会則は、幹事会において、出席者または書面表決書提出者の4分の3以上の同意を得なければ、変更

することができない。

(細則の制定・改廃)

第58条 本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、常任幹事会の出席者または書面表決書提出者の3分の2以上の賛成によって制定・改廃することができる。

(除名)

第59条 本会の対面を汚すなどの行為があった会員に対しては、幹事会の出席者または書面表決書提出者の4分の3以上の同意を得て、本会を除名することができる。

2 前項の除名された者に対しては、会費は返却しない。

(慶弔)

第60条 慶弔規程に関しては、別途定める。

附 則

1. この会則は、平成3年(1991年)4月1日を以って施行する。

附 則

1. この会則は、平成5年(1993年)5月26日を以って施行する。

2. 平成3年(1991年)4月1日付で施行された会則は、平成5年(1993年)5月25日を以って、これを廃止する。

附 則

1. 本会則第31条を下記のとおり改める。

(経常費)

第31条 本会の経常費は、会費、運営費及び寄付金を以って、これにあてる。

2. 本会則第35条の会費金額2万円を3万円に改める。

3. 本会則に下記の1条を加え第37条とし、以下1条ずつ繰り下げるものとする。

(運営費)

第37条 本会の運営費用として満23歳以上の正会員に対し、年2,000円を徴収する。

4. 上記各条の改訂は、平成7年(1995年)5月1日より施行する。

附 則

1. この会則は、平成10年(1998年)3月1日を以って施行する。

2. 平成5年(1993年)5月26日付で施行された会則並びに平成7年(1995年)5月1日付で改訂された条項は、平成10年(1998年)2月28日を以って、これを廃止する。

3. 今回の改正に伴い、次の各号の経過措置を行う。

(1) 平成9年(1997年)度に出選された役員の任期は、平成9年(1997年)5月1日から平成11年(1999年)3月31日までとする。

(2) 平成9年(1997年)度の会計年度期間は、平成9年(1997年)5月1日から平成10年(1998年)3月31日までの11ヶ月とする。

附 則

1. 本会則に下記の1条を加え第27条とし、以下1条ずつ繰り下げるものとする。

(交流委員会)

第27条 本会は、本会会員・準会員並びに現旧職員（以下同窓生等という。）の芸術・スポーツ等の文化的並びに社会的な活動に対する支援を通じて、同窓生等の交流を深めるために、交流委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の交流委員会の委員は、正会員・準会員並びに現旧職員から前項委員長が委嘱する。

2. 上記条項の改訂は、平成11年（1999年）8月1日からとする。

附 則

1. 本会則第4条を下記のとおり改める。

(事業)

第4条 本会は、次の各号の事業を行う。

(1) 総会及び懇親会の開催

(2) 会誌・会報の発行及びWebサイトの運営

(3) 名簿の発行

(4) その他本会の目的達成のために必要な事業

2. 本会則第24条を下記のとおり改める。

(広報委員会)

第24条 本会は、第4条2号に定める会誌・会報の発行並びにWebサイトの運営を司る広報委員会を設ける。

2 前項の広報委員会には、会誌・会報を担当する会誌小委員会とWebサイトを担当するWebサイト小委員会を設ける。

3 第1項の広報委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

4 第2項の会誌並びにWebサイト小委員会の委員長は、常任幹事より広報委員長の推薦に基づき会長がこれを委嘱する。

5 第2項の各小委員会の委員は、各小委員長が正会員中より委嘱する。

6 広報委員会の運営及び倫理に関しては、別途定める。

3. 上記条項の改訂は、平成13年（2001年）7月1日からとする。

附 則

1. 本会則第6章の後に、次の第7章（実行委員会）を加え以下章、条とも繰り下げるものとする。

第7章 実行委員会

(実行委員会)

第29条 本会に、各種委員会の活動を支援する実行委員会を設置する。

2 前項の委員会には、委員の互選により委員長1名並びに副委員長2名を置く。

(実行委員)

第30条 前条の実行委員会の委員は、正会員の中から各種委員会委員長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

2 前項の委員は、原則として学生を主体とし、年齢は18歳から25歳までとする。

(実行委員会の活動)

第31条 実行委員会の活動は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常任幹事会が定める行事全般の支援
- (2) 同窓会総会開催時の支援
- (3) 音楽の玉手箱、アートボックス等会員交流活動に対する支援
- (4) 名簿発行時の校正、配送時の支援
- (5) 会誌発行時の校正、配送時の支援
- (6) Webサイト運営の支援
- (7) その他同窓会活動全般に対する支援

(実行委員活動費用)

第32条 常任幹事会が必要と認める本委員会の活動費用については、同窓会予算に計上し、支出するものとする。

(常任幹事・幹事への委嘱)

第33条 会長は、実行委員会の委員長を常任幹事に、副委員長を幹事に委嘱する。

2 上記幹事の常任幹事会並びに幹事会への出席については、代理出席を認める。

2. 上記条項の改訂は、平成13年(2001年)8月1日からとする。

附 則

1. 本会則第41条、第42条を下記のとおり改める。

(同窓会基金)

第41条 前条の特別会計に同窓会基金を設ける。

2 前項の基金の総額は、6,000万円とする。

(積立金)

第42条 第32条の特別会計に積立金を設ける。

2 前項の積立金の総額は、3,000万円とする。

2. 上記条項の改訂は、平成22年(2010年)4月1日からとする。

附 則

1. 号番号を括弧付き番号とする。

2. 本会則中の学部を学校と改める。

3. 本会則第4条に1号を加え、第3号、第4号、第5号を下記のとおり改める。

- (3) 同窓会員名簿の整備、管理
- (4) 同窓会グッズの企画及び制作

(5) その他本会の目的達成のために必要な事業

4. 本会則第10条、第11条、第15条、第18条、第19条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条を下記のとおり改める。

(名誉役員)

第10条 本会に次の各号の名誉役員を置く。

(1) 名誉顧問 理事長、学院長、副学院長、各学校の校長及び幼稚園長を推す。

(役員)

第11条 本会は、次の各号の役員を置く。

(6) 常任幹事 30名以内 正会員より会長及び副会長の推薦に基づき、会長が委嘱する。また、常任幹事には定年制を設け、満80歳を迎えた直後の任期満了日までとする。

(常任幹事会の構成及び成立)

第15条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計及び常任幹事で構成する。

2 前項の常任幹事会は、委任状を含め構成員の3分の2以上の出席により成立する。

3 第1項の常任幹事会の開催が困難な場合は書面決議とし、構成員の3分の2以上の書面表決書の提出（インターネット等も可）により成立する。

(常任幹事会の決議)

第18条 常任幹事会の決議は、出席者または書面表決書提出者の過半数の同意により決する。

(幹事会の構成及び成立)

第19条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、常任幹事及び幹事で構成する。

2 前項の幹事会は、委任状を含め構成員の2分の1以上の出席により成立する。

3 第1項の幹事会の開催が困難な場合は書面決議とし、構成員の2分の1以上の書面表決書の提出（インターネット等も可）により成立する。

(幹事会の決議)

第22条 幹事会の決議は、出席者または書面表決書提出者の過半数の同意により決する。

(総会委員会)

第23条 本会は、第4条1号に定める総会の企画立案及び運営を司る総会委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の総会委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(会誌委員会)

第24条 本会は、第4条2号に定める会誌・会報の発行を司る会誌委員会を設ける。

2 前項の会誌委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の会誌委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員

長を指名することができる。

(名簿委員会)

第25条 本会は、第4条3号に定める同窓会員名簿の整備、管理を司る名簿委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の名簿委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(学校事業協力委員会)

第26条 本会は、帝塚山学院帝塚山校の各学校が主催する事業に協力するために、学校事業協力委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の学校事業協力委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(交流委員会)

第27条 本会は、正会員、準会員並びに現旧職員（以下同窓生等という。）の芸術・スポーツ等の文化的並びに社会的な活動に対する支援を通じて、同窓生等の交流を深めるために、交流委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の交流委員会の委員は、同窓生等から前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

5. 本会則第6章に下記の2条を加え第28条、第29条とし、以下2条ずつ繰り下げるものとする。

(DX推進委員会)

第28条 本会は、Webサイトをはじめとする本会運営のデジタル化を推進し、活用するために、DX推進委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項のDX推進委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

(同窓会グッズ委員会)

第29条 本会は、同窓会活動への理解を深めることを目的に、卒業記念品をはじめとする同窓会グッズを企画、制作するために、同窓会グッズ委員会を設ける。

2 前項の委員会の委員長は、常任幹事より会長がこれを委嘱する。

3 第1項の同窓会グッズ委員会の委員は、正会員中より前項の委員長が委嘱する。また委員長は委員の中より副委員長を指名することができる。

6. 本会則第7章を特別委員会、実行委員会とし、第28条を次の通りに改め、第31条第4項、第5項を削除する。

(特別委員会)

第30条 本会は、第4条5号に定める事業の運営に必要と認めた場合は、常任幹事会の決議を得て特別委員会を設

けることができる。

7. 本会則第49条、第52条、55条、56条、57条を下記のとおり改める。

(運営費)

第51条 本会の運営費用として、満18歳以上の正会員に対し、年2,000円の運営費を徴収する。

(会長の選任時期)

第54条 第11条1号に定める会長の選任時期は、前年度3月末迄とする。

(会則の変更)

第57条 本会の会則は、幹事会において、出席者または書面表決書提出者の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(細則の制定・改廃)

第58条 本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、常任幹事会の出席者または書面表決書提出者の3分の2以上の賛成によって制定・改廃することができる。

(除名)

第59条 本会の対面を汚すなどの行為があった会員に対しては、幹事会の出席者または書面表決書提出者の4分の3以上の同意を得て、本会を除名することができる。

8. 本会則第11章に下記の1条を加え第60条とする。

(慶弔)

第60条 慶弔規定に関しては、別途定める。

9. 上記条項号の改訂は、令和4年(2022年)4月1日からとする。

附 則

1. 本会則第44条第2項の積立金3,000万円を5,000万円に改め下記のとおりとする。

(積立金)

第44条 第42条の特別会計に積立金を設ける。

2 前項の積立金の総額は、5,000万円とする。

2. 上記条項の改訂は、令和6年(2024年)1月1日からとする。